

Q1.申請の受付および登録にはどれくらいかかるのでしょうか。

A1.

- 申請書を受付後、受付完了連絡を送ります（申請から概ね1週間程度）。

※申請日が宣言日となり、この段階で宣言を行ったことになります。
- 申請書の確認が出来次第、大阪府から「脱炭素経営宣言登録証」を送ります（申請から概ね1ヵ月程度）。

なお、大阪府補助金の交付申請書には脱炭素経営宣言の宣言日（申請書の日付）をご記入いただくことになります。登録日ではなく宣言日（申請日）が必要ですので1の段階で交付申請可能です。2の登録証発行をお待ちいただく必要はございません。

Q2.宣言の申請は、店舗単位でもできますか。

A2.

脱炭素経営宣言の申請者は、経営に関する権限を持っていれば、会社単位でも工場・店舗単位でも、提出は可能です。

ただし、大阪府補助金の申請を併せてしようとしている場合、補助金交付申請書の「申請者の所在地及び名称」又は「補助事業を実施する施設の所在地及び名称」のどちらかが、脱炭素経営宣言の申請者の所在地及び名称と同じである必要があります。

<LED 照明導入促進補助金の交付申請書（例）>

大阪府知事様		年　月　日
（様式第1号）		
大 阪 府 知 事 様		
令和 年 月 日		
住所又は所在地 氏名又は名称 代表者職・氏名		
令和 年度 中小事業者 LED 照明導入促進補助金 交　付　申　請　書		
記		
標記補助金に係る事業を下記のとおり実施しますので、大阪府補助金交付規則第4条及び中小事業者 LED 照明導入促進補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。		
1. 補助事業の概要		
補助事業に要する経費 (総事業費)	円	
補助対象経費	円	
補助金交付申請額	円	
補助事業の開始予定期日 令和 年 月 日	補助事業の完了予定期日 令和 年 月 日	
2. 代表申請者（※1）に関する事項		
法人番号 (個人のみ)		
フリガナ 法 人 (個人事業主は商号・屋号)		
本社・本部等所在地の住所 (個人事業主は居宅所在地)		
記		

（様式第1号別紙）

事業計画書	
1. 補助事業を実施する施設	
施設の名称	
施設の所在地	〒 大阪府

Q3.個人事業主でも申請はできますか。

A3.

申請は可能です。申請書を送付する際に個人事業主であること、氏名住所の公表に問題ないことを書き添えていただけないと幸いです。ただし、個人事業主で住所の非公開を希望する場合は、事前にお申し出ください。

Q4.府内に事業所があるが本社が府外の場合どのような申請方法があるのでしょうか。

A4.

府内に事業所がある場合、申請者の所在地が府外でも申請可能です。

全社的に実施する取り組みを宣言してもらう形を推奨しますが、府内の事業所での申請も可能です。

また、補助金申請に伴う宣言申請の場合は、補助金申請時の所在地と一致する必要がありますので、その点は注意いただく必要があります。

Q5.申請者と担当者の会社が違う場合に申請はできますか。

A5.

申請は可能です。ただし、申請いただく際に、委任状や契約書のような、申請者と担当者の関係がわかる書類をご提出ください。（※申請者の代理で担当者が申請していることを確認するため。）

その場合、担当者欄の「所属」は会社名からご記入いただくとともに、申請者側の担当者（申請者と同じ会社の担当）も記入もいただくようお願いします。

<記入例>

担当者 (連絡先)	所属	○○社（代理人）	氏名	○○○○（申請者：△△△△）
	郵便番号	XXX-XXXX	TEL	06-XXXX-XXXX（申請者：072-XXX-XXXX）
	住所 (登録証等の送付先)	大阪府○○市○○○X-X-X	FAX	06-XXXX-XXXX（申請者：あれば記入）
			E-MAIL	xxx@xxxx.jp（申請者：あれば記入）

Q6.HPでの公開を拒否することは可能でしょうか。

A6.

宣言事業者は原則 HP に公開することとしております。

Q7.実施要綱第2条第2項に「審査基準を満たした事業者」とありますが審査基準は公開されていますか。また、基準はどのようなものですか。

A7.

審査基準は下記の通りで、様式を過不足なく記入いただければ基準を満たせることになっています。

- ・申請書の記載内容に過不足がないこと
- ・同要綱第4条第2項の各号のいずれにも該当しないこと
- ・必須項目全て及び任意項目を5つ以上宣言していること

Q8.実施要綱第2条第4項の「大阪府が実施する調査に協力することにより、取組の実施状況を報告する。」とは具体的にどのようなものですか。また、どの程度実施されますか。

A8.

今後、宣言事業者に対して、その後の取組状況等について、照会・アンケート等を実施するために、要綱及び様式に記載しています。ただ、現時点でのような照会、アンケートになるかまた、その時期については検討中です。

Q9.実施要綱第2条第4項の「大阪府が実施する調査に協力することにより、取組の実施状況を報

告する。」ことを怠った場合、宣言取消の対象となるのでしょうか。

A9.

直ちに取り消すことになりませんが、可能な限り協力いただきたいと考えております。

Q10.実施要綱第3条「支援内容」に「(6)大阪府気候変動対策の推進に関する条例に関する届出書の作成支援」とありますが、登録証の発行または登録証の維持に対して届出書の提出は必須条件でしょうか。

A10.

届出書の提出は必須条件ではありません。提出を希望される場合に作成支援を行います。

Q11.実施要綱第3条「支援内容」の7項目以外に今後見込まれる支援または優遇などはありますか。

A11.

今後も引き続き支援機関や金融機関等と連携して支援メニューを検討していく予定です。

Q12.既に実施している取り組みも任意項目で選択してよいでしょうか。

A12.

既にしている取り組みも引き続き取り組まれると思いますので選択していただければと存じます。

Q13.HPに公開している内容を変更できますか。

A13.

HPに公開している内容（事業者の商号又は名称、住所又は所在地、代表者氏名、宣言項目）について変更がある、又は変更したい場合は、HPに掲載している「様式2 脱炭素経営宣言登録変更届出書」に必要事項をご記入の上、大阪府地球温暖化防止活動推進センター（登録申請の提出先と同様）にご提出ください。